

○農林水産省令第百十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）

第六条第二項、第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年十二月一日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の七の項植物の欄中「すいか」の下に
「、とうがんとびメロン」を加える。

別表三の一の項植物の欄及び別表六の三の項植
物の欄中「とうが」を「とうがんとびメロン」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、
別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年
を経過した日から施行する。